港湾・海岸に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を 図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。 また、経済活動の国際化が進展する中で、地域が持続的に発展できるよう、選定 された重要港湾のみならず、それ以外の港湾についても迅速かつ柔軟な整備促進を 図ること。
- 2. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。

- 3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方 港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推 進を図ること。
- 4. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。

また、海岸部への適切な土砂供給を図るため、総合的な土砂管理対策を講じること。

- 5. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
- 6. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を 図ること。
- 7. 港湾の保安対策を推進するため、財政措置の拡充を図ること。

- 8. 国際競争力強化を図るため、港湾の運営主体に対する支援制度を創設すること。
- 9. 漂着・漂流ごみ対策
- (1)市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、 平成 24 年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係 法令の整備を行うこと。
- (2) 漂着・漂流ごみについては、河川からの流出が主な原因であることが多いことから、河川等の流域も含めた広域的なごみ対策を講じること。
- (3)諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。